

# 南島原市協働のまちづくり推進指針

南向きに生きよう！

「みんなが主役“市民協働のまちづくり”」



長崎県南島原市

平成21年3月

## 目 次

1	はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
2	市民協働のまちづくりを始めるにあたって・・・・・・・・	P 2
3	協働の基本原則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
4	なぜ協働が求められるのか・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
5	協働の主体と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 8
6	協働を進めるうえでの本市の現状・課題・・・・・・・・	P 9
7	協働の領域と形態・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 12
8	協働を推進する方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 15
9	市民が進めたい市民協働のまちづくり・・・・・・・・	P 21
10	協働のまちづくり行動計画書の策定・・・・・・・・	P 22
11	指針の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 22

### (資料)

- ・策定委員名簿
- ・南島原市協働のまちづくり推進指針策定委員会設置要綱

## 1 はじめに

近年、ますます少子高齢化が進行するなかで、不安定で不透明な経済状況、厳しさを増す財政状況、地方分権の進展など、本市を取り巻く社会・経済状況は、年々その様相を大きく変えております。

これに伴い、市民の価値観やニーズは多様化しており、環境、福祉、教育など多くの分野において新たな課題が顕在化しております。

そのような中、南島原市は平成18年3月31日に長崎県の島原半島南部の8つの町が合併し、新たな市としてスタートしました。

旧8町が、これまでにそれぞれの地域で培ってきた歴史や文化、役割等を新市が引き継いで現在まちづくりを行っているところであります。

さて、皆さまもご承知のとおり、平成20年3月に本市の最上位となる計画の「南島原市総合計画」を策定いたしました。

この総合計画の基本理念として、「みんなが主役“市民協働のまちづくり”」を掲げております。これは、本市が“南向きに生きる”まちづくりを実現していくために必要なものは、市民一人ひとりの力であり、これからは、市民と行政がこれまで以上に手を取り合い、みんなで協働しながら誇れるまちづくりに挑戦していくことが重要になってくるということで、まちづくりの基本理念として掲げました。

本推進指針は、本市がまちづくりの将来像として掲げております「太陽の恵みと世界遺産のまち 南島原」を実現するために、市民協働のまちづくりの理念や推進の基本的方向性をまとめたものであります。

そして、これを「南島原市の市民協働のまちづくり」の出発点と位置づけ、今後も多くの市民のみなさまのご意見や考え方をお伺いしながら推進してまいりたいと思います。

最後になりましたが、本推進指針の策定にあたり貴重なご意見やご提案をいただきました各種団体のみなさま、熱心にご審議いただきました策定委員会、関係各位に対しまして、心から感謝申し上げます。

平成21年3月

南島原市長 松島世佳

## 2 市民協働のまちづくりを始めるにあたって

南島原市が市民協働のまちづくりを始めるにあたって、協働に関する基本的な考え方を知っておく必要があります。

### (1) 市民とは

住む・働く・学ぶなど南島原市内で活動する個人、また地域の課題解決や地域発展を目的とする地域組織（自治会等）、市民活動団体（NPO法人<sup>注1</sup>・地域活性化グループ・ボランティアグループ等）、事業所などをいいます。

### (2) まちづくりとは

ある地域（まち）が抱えている課題に対して、ハード・ソフト両面から課題の解決を図ろうとするプロセスのことをいいます。

### (3) 協働の目的

それぞれがお互いの長所を生かしあい、個別に活動するよりも高い効果（相乗効果）を生むことで、効率のよいサービスの提供や課題の解決を図り、お互いの目的実現に寄与することをいいます。

### (4) 協働の定義

「協働」とは、「同じ目的意識を持った者同士が、それぞれの主体性・自発性のもとに、相互の立場や特性を認め、知恵や力などを出し合っ、共通する課題解決や目的実現に向けて協力すること」をいいます。

### (5) 協働の理念

私たちのまわりには多様な課題がありますが、これからは市民の力、地域の力が息づく社会の構築が必要です。現在、行政を取り巻く諸情勢においては、すべての公共サービスを行政が提供するには限界があります。

今後の行政のあり方は、公共、公益的なサービスを提供可能な地域組織や市民活動団体等とともに、いかに提供していけるかを考えていかなければなりません。

<sup>注1</sup> NPO法人【nonprofit organization】…非営利組織。政府や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動を行う組織・団体。

これからは、市民自らが創意と工夫により課題解決や目的を達成できる力を持つことが必要であり、また求められていくものと考えています。

今後、行政においては、協働のまちづくりを一層推進する視点から、可能な限り情報を提供し、それぞれの分野の英知や技能を積極的に活かすという考え方へと転換するとともに、市民が活動しやすい基盤の整備を進めていくことが重要となってきます。

こうしたことから、本市としては、市民と行政が対等の立場で、創造的に相互に補完しあいながら、自治力、行政力を高め、そうしてお互いの役割を果たし、本市のまちづくりの将来像である「太陽の恵みと世界遺産のまち南島原」を目指して、市民とともに「南向きに生きよう！みんなが主役“市民協働のまちづくり”」を基本理念として、南島原市の市民協働のまちづくりを推進していくものです。

### 3 協働の基本原則

市民と行政の協働によるまちづくりとは、市民と行政のパートナーシップによるまちづくりということができます。

市民と行政によるより良いパートナーシップを実現するためには、次の原則が重要と考えます。

#### 協働の三原則

相互自立の原則

相互理解の原則

対等の原則

#### (1) 相互自立の原則

市民が「行政まかせ」でよいと考えれば、パートナーシップは成立しません。

市民、行政のそれぞれが、互いに「依存」するのではなく、「自立」して協力し合いながら取り組んでいくことが必要です。

#### (2) 相互理解の原則

お互いの特性の違いや、双方の意思決定のしくみ、仕事の進め方などに大きな違いがあることを踏まえて、相互理解に努めることが必要です。

#### (3) 対等の原則

まちづくりの主体は行政だけではありません。市民と行政それぞれが、まちづくりの主体となって「対等」な関係で、協力し合いながら取り組んでいくことが必要です。

協働を英語で使う場合、次の二つがよく使われています。  
Partnership (パートナーシップ)……対等性を強調するとき  
Collaboration (コラボレーション)……成果を強調するとき  
本市は、対等性を強調するパートナーシップを使用します。

## 4 なぜ協働が求められるのか

### (1) 社会的背景

社会基盤整備が一段落し物質的に充足しつつある現在、我が国は、ある意味では物の豊さから心の豊かさへの転換期に差しかかっています。

このような中、これまでの価値観が見直され、個性的で多様な生き方が選択されるようになり、行政には多様化する価値観やニーズの把握と的確な対応が求められています。

また、少子高齢化の進行や、地球環境問題の顕在化、不安定な社会経済による地場産業等の低迷など、いろいろな分野でのニーズが増大するとともに多様化しています。

これからまちづくりを進めるうえで、これらの要望に対して行政だけでは応えきれない現状であり、これをいかに調整し、解決していくことが重要な課題となっています。

### (2) 経済的背景

我が国の経済は、かつて高度経済成長から低成長、成熟経済へと大きく変容してきました。

しかし、米国のサブプライムローン<sup>注1</sup>問題が発端で、金融危機から経済危機へと波及し、世界的な不況につながったように、グローバル化<sup>注2</sup>した国際社会においては、我が国の経済を大きく揺るがす事態がいつ発生してもおかしくないような時代となっています。

このような中、国の財政状況は益々厳しさを増しています。自主財源が乏しい本市にとっても財政運営は非常に厳しく、市町村合併後に財政健全化計画<sup>注3</sup>や定員適正化計画<sup>注4</sup>を策定して財政改革を進めているところですが、限りある財源や人材を含めた固有資源をいかに効率的で効果的に活用できるか、また一方的なサービスを提供するという構造から、市民と行政が適正な役割をもって公益の増進をしていく構造に転換していく必要が求められています。

注1 サブプライムローン【subprime lending】…主にアメリカ合衆国において貸し付けられたローンのうち、優良顧客（プライム層）向けでないもの。

注2 グローバル【global】…世界的な規模であるさま。地球全体にかかわるさま。

注3 財政健全化計画…本市が財政再建団体への転落を回避するため、毎年度見直しを行いながら、平成19年度～28年度の10年間策定する計画。

注4 定員適正化計画…財政健全化を進めるため、平成18年度626人の職員を平成28年度466人（160人）の職員に削減する計画。

### (3) 地方自治のあるべき姿

昭和22年に制定された地方自治法には「住民自治」と「団体自治」の二つの自治を原則として取り入れています。

「住民自治」とは、その地域の行政は、その地域の住民の参加と意思に基づいて自主的に運営するものであり、「団体自治」とは、国から独立した地方自治体が地域の行政にあたるものであります。

「住民自治」の根本には、自らの生活は、自らが選択し、責任をもつ「自助」と、個人のみでは対応できないことを、住民相互の助け合いによる「共助」という考えがあります。「団体自治」は、「自助」や「共助」では限界があることや非効率なことを、行政が住民から付託を受け、税金等をもとに、住民サービスを行う、いわば「公助」の考えがあります。

しかしながら、高度成長期において、住民が求める「自助」や「共助」の範囲まで行政が拡大した面があるため、「行政まかせ」ではなく、「自分たちのことは自分たちで」という住民自治本来の姿に戻す必要があります。

### (4) 地方分権への対応

「団体自治」とは、国から独立した地方自治体が、地域の行政にあたるものでありますが、都道府県や市町村の事務においては、本来国から独立した立場であるべき地方自治体を国の機関として位置づけ、国が細かい内容まで定めて指導をする「機関委任事務」<sup>注1</sup>が大きな割合を占めていました。

国への財源の集中と権限は、地方自治体が自主的に住民の意向に沿った行政を行うことを難しくしていました。

平成12年に地方分権一括法が制定され、国から地方へ権限と財源移譲が進められていますが、決して満足のいくものではありません。

これからは、地域の責任で新時代に対応した個性のあるまちづくりが必要です。

「地方のことは地方で」という流れのなかで、今後地域においてもこれに対応した施策が求められています。

こうしたことから、地域に密着した特色あるまちづくりを進めていくためには、行政だけでなく、幅広い市民の力や地域の力が必要とされる時代が到来しています。

注1 機関委任事務・・・法律または政令により、都道府県知事・市町村長などの地方公共団体の機関に委任される国または他の地方公共団体の事務。



### (5) 公益的活動への市民意識の高まり

物の豊かさから心の豊かさへの転換期を迎えた今日、社会に貢献することに関心や意欲を持ち、地域の課題に自主的、自発的に取り組もうとする個人や各種団体による市民活動が徐々に広がりを見せています。

各地域では、福祉、環境、教育、地域振興といった分野において、多彩な活動が展開されています。また、ボランティア活動に関心を持つ人も徐々にではありますが増加しています。

平成10年12月に「特定非営利活動促進法」が施行されています。

この法律の施行を機に、多くの団体が特定非営利活動法人(NPO法人)として活動を展開し、地域社会を支えるようになってきています。

現在、このような意識や関心の高まりとともに、住民ニーズを捉えた先進的で柔軟な公共的サービスを提供する民間の非営利活動に、期待が寄せられています。

### (6) 地域コミュニティの再構築

戦後、高度経済成長期を経て我が国の経済・社会構造は大きく変わりましたが、これに伴って、地方、地域の産業構造や生活環境も大きく変化しています。

人口のみならず、政治、経済の中核機能が大都市に集中する一方、公共交通網の飛躍的発展や生活基盤の整備が進展し、人々のライフスタイルが大幅に変化しています。

これと並行するように、本市においても、従来地域の深い結びつきや人々の相互共助精神が徐々に後退しはじめ、地域への愛着、住民同士の連帯意識も次第に薄れてきている現状にあります。

特に、平成18年3月の市町村合併によって、これらは一段と薄れてきていると思われま

す。個人の生活の充足は、地域や周囲の住民との調和、ふれあいの中で、はじめて本来の充実感、豊かさを実感として感じるものであることを再認識する必要があります。

あらためて、地域住民相互の信頼と共助の精神に基づいた地域共同体の再構築が必要であり、課題となっています。

## 5 協働の主体と役割

協働のまちづくりを推進する主体は、市民と行政であり、それぞれが役割を果たしていく必要があります。協働の主体とその役割について次のように考えています。

### (1) 市民一人ひとり

一人の市民として、地域社会やその活動へ関心を持ち、社会貢献活動等の団体活動へ参加するなど、努めて協力していくものとします。

### (2) 地域組織（自治会等）

地域に密着した自治会など、地縁により構成される地域組織は、従来から自主性と相互信頼、共助の精神により、地域内の課題に主体的に対処してきています。今後とも、さらに自治的地域力を発揮し、安心して暮らせる地域づくりに努めるものとします。

### (3) 市民活動団体（NPO法人・地域活性化グループ・ボランティアグループ等）

市民の公益を担う組織や市民に自己実現の場、生きがいを与える機会を提供する組織、また他団体とのネットワークづくりにより持続的な活動を行う組織であり、NPO法人や地域活性化グループ・ボランティアグループなどがこれにあたりと考えています。

組織がもつ社会的使命や活動内容を積極的に発信し、自立していくものとします。

### (4) 事業所

民間の営利組織であるとともに、地域社会を構成する一員でもあり、市民活動への参加や助成などの協力によって、協働による社会的貢献に努めるものとします。

また、地域でのイメージアップや地域振興による経済効果も期待できます。

### (5) 行政

行政は、時代に即応した職員の意識改革を推進しながら、市民との協働で公共的な課題の解決を目指すものとします。また、市民が活動しやすい仕組みづくりや支援体制などの基盤を整備するとともに、コーディネーターとして多様な協働のまちづくりを推進するものとします。

## 6 協働を進めるうえでの本市の現状・課題

### (1) 市民一人ひとり

協働のまちづくりを推進するうえでは、市民一人ひとりの協働に対する理解がもっとも重要であります。

総合計画策定時のアンケート調査で、まちづくりの将来像として「市民がまちづくりに参加できる市民協働のまち」を要望した人は13.8%と市民の意識は低いようです。

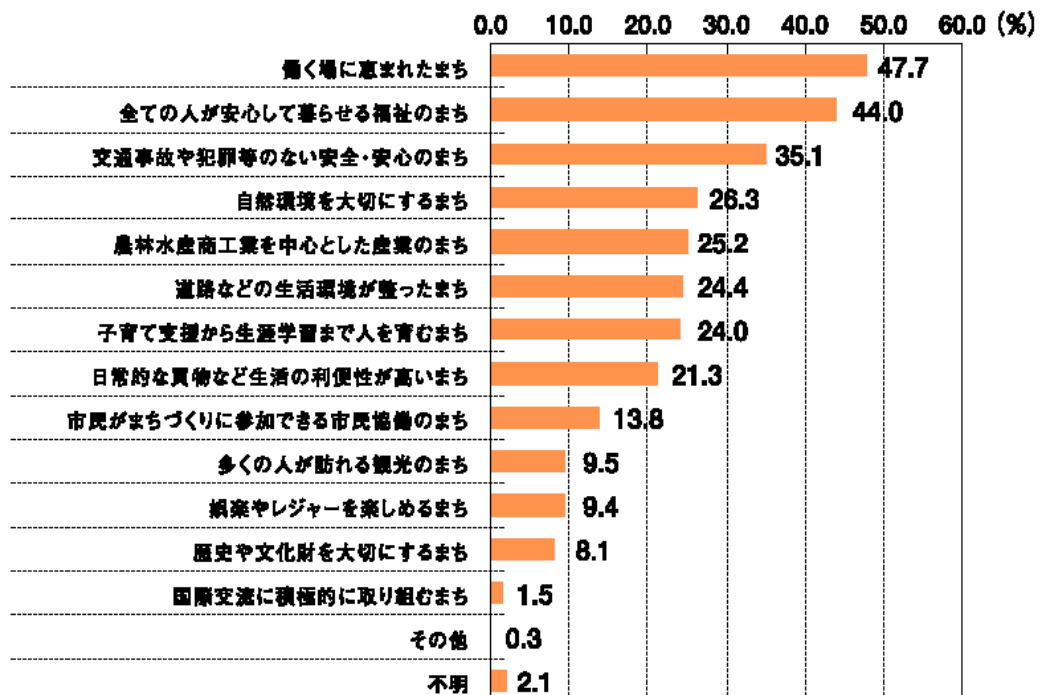
現在、市内全域で実施している「市民大清掃」など協働の取り組みとして確立されているものもたくさんあります。

ただ参加するのではなく、市民のみなさんが協働の目的や意義を理解した上で参加する必要がありますが、理解したうえで参加しているとは言い難い実情があります。

まずは、協働の目的や意義を十分に理解して参加してもらうことが重要です。

### まちづくりの将来像

まちづくりの将来像は、「働く場に恵まれたまち」、「安心して暮らせる福祉のまち」、「交通事故や犯罪等のない安全・安心のまち」などに多く要望を集めています。特に、「働く場に恵まれたまち」は、市民の2人に1人が必要と感じています。



総合計画策定時のアンケート調査結果より

## (2) 地域組織（自治会等）

自治会長は、行政と住民との行政事務等の連絡を密接にすることにより、住民相互の協調を図り、行政の民主的かつ能率的な運営に資することを目的として設置されています。行政に関する様々な連絡や周知のほか、地域でのまとめ役として、課題の解決や行政に対する要望などを行っており、円滑な市政の運営に一翼を担っています。

本市には、平成18年3月31日の合併により旧町からそのまま引き継がれた自治会が426組織ありますが、過疎化や少子高齢化に伴って限界集落<sup>注1</sup>に位置づけられる自治会が14組織存在します。また、限界集落予備軍ともいえる高齢化率が40%を超える自治会が42組織存在し、今後の自治会活動を主体的に展開する上で問題となってきています。

また、自治会組織への未加入世帯の増加やプライバシー問題等により自治会内でのコミュニケーションの希薄化が進み、自治会活動が停滞する傾向にあるといえます。

## (3) 市民活動団体（NPO法人・地域活性化グループ・ボランティアグループ等）

自発的で自らの価値観によって非営利の社会サービス活動を行うNPO法人は、現在市内に11団体存在します。その団体の活動地域分布の特徴として深江町に8団体と突出したものとなっています。

行政や企業などにはない先駆性、柔軟性、多様性の特性をもち、特定のテーマに関する市民のニーズに対応した活動は、地域の担い手として発展する可能性を秘めているため、市内全域的に広がることが望まれます。

また、まちづくりは人づくりと言われるように、協働の目的や意義を理解しつつ、本市が抱える課題を的確に捉えて活動できる人材が必要不可欠です。

現状においては、多様な人材が活動していますが、各主体において多方面にわたり充足しているとは言い難い実情があります。協働による活動を円滑に推進するためには、人材の確保や育成、能力、意識の向上が大きな課題となっています。

その他にも活動を行ううえでの活動資金の支援問題や活動を行うために必要な事務室・会議室・印刷機器等の事務機器の問題があります。

注1 限界集落・・・過疎化などで人口の50%が65歳以上の高齢者になり、社会的共同生活の維持が困難になった集落。

## 市民活動団体の現状

団体内訳	団体数	深江	布津	有家	西有家	北有馬	南有馬	口之津	加津佐	備考
NPO 法人	11	8	1	1		1				
地域活性化グループ	23	2	2	2	3	4	2	6	2	まちおこし団体等
ボランティア団体	32	1	3	3	2	3	5	12	3	社会福祉協議会資料より
自治会	426	39	32	80	84	55	54	25	57	

企画振興課で把握している団体数

## (4) 事業所

一般に各種の事業所は、多種多様なサービスを提供する営利組織ですが、また一方では社会的責任を負っている組織でもあります。

近年の全国的な傾向としては、経営理念に社会貢献を掲げて、活動している事業所も多くみられるようになりましたが、必ずしも市内の多くの事業所が協働を理解して取り組んでいるものとは言い難い実情があります。

また、事業所と大学、市民、行政などとの協働研究による商品開発などに取り組んでいる自治体も多くなっていますが、本市での取り組みは十分ではありません。

本市の最重要課題である雇用の創出に繋がるのが想定できる為、今後積極的に取り組む必要があります。

## (5) 行政

市民との協働によるまちづくりの重要性・必要性を再認識することや専門的な知識をもったNPO法人を含む市民活動団体等の特性について理解を深める必要があります。

また、市民の声が市政に反映されていないとの意見もあります。まずは行政が市民の声に耳を傾けて、対話することが重要です。それが市民協働のまちづくりの第一歩となります。また、市民協働のまちづくりの組織体制が十分とはいえないので充実を図ることも必要です。

## 7 協働の領域と形態

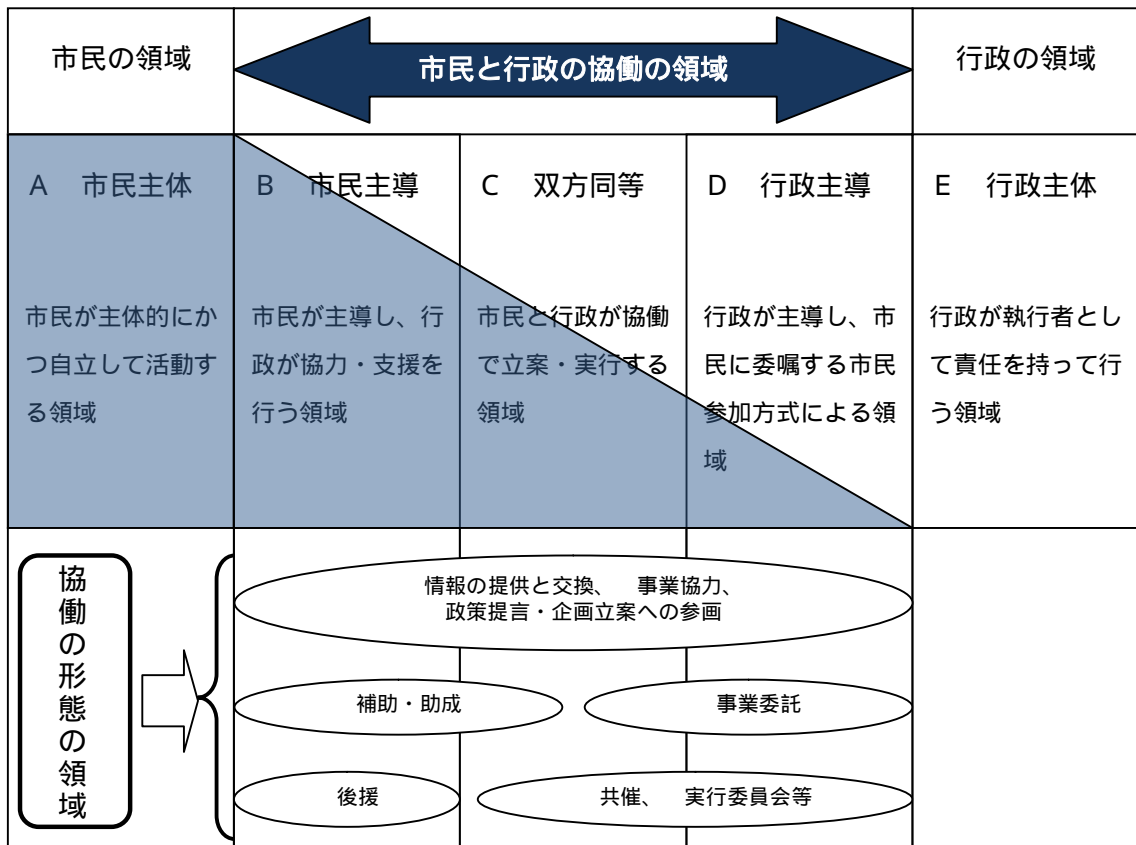
### (1) 協働の領域

市民と行政の関わり方は、下の図のように、行政が執行者として責任を持って行う領域から、市民が主体的かつ自立して活動する領域まで、5つの領域が考えられます。

このうち、市民と行政が協働を進める領域は、領域BからDの3つを基本とします。この領域は、固定的に考えるものではなく、社会の変化や市民のニーズに合わせて、柔軟に考えていくべきものです。

また、協働の場面は、様々な段階があり、行政の関与の仕方や程度でも多様です。それぞれ協働にふさわしい分野を考えていく必要があります。

### 市民と行政の協働の領域

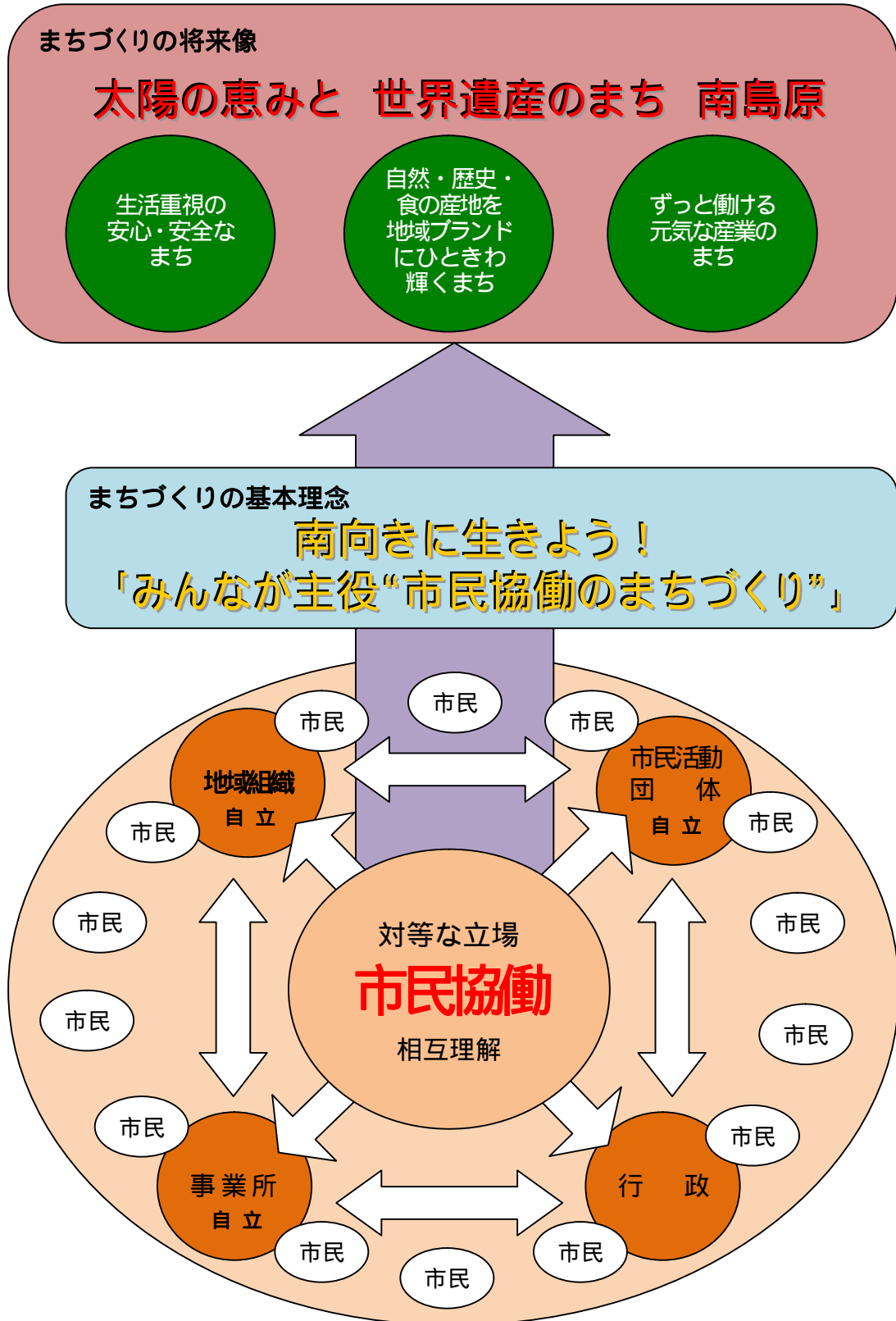


## (2) 協働の形態

市民と行政との協働は様々な形態が考えられ、個々の事業目的等に応じて適切な協働形態を選択する必要があります。

協働の形態	概要
情報の提供と交換	住民ニーズや行政サービス、共同事業に関する意見を聞くことや、お互いの持つ情報を日常的に交換すること。
事業協力	協働の担い手と行政の間で、それぞれの特性を生かすような役割分担をして、一定期間、継続的な関係の下で事業を協力して行うこと。
政策提言・企画立案への参画	事業検討にあたって、協働の担い手から意見や提言を受ける形態。
補助・助成	協働の担い手が主体となって行う事業に、行政が政策目的達成の観点から資金的支援を行うこと。
事業委託	行政が実施する事業のうち、専門性、先駆性、柔軟性など協働の担い手の特性や能力を活かすことで、事業の有効性、効率性が向上すると認められる事業について、その全部又は一部を委ねること。
後援	協働の担い手が行う事業に対して、行政が名義後援など資金以外の支援を行うこと。
共催	協働の担い手と行政が、共に主催者となって事業を行うこと。
実行委員会等	協働の担い手と行政などで実行委員会や協議会などを設立し事業を行うこと。

## 市民協働のまちづくりのイメージ





## 8 協働を推進する方策

これからの時代は、市民と行政が共に考え、協力してまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

市民と行政双方の意識改革や公益的活動が実施しやすい環境の整備を行うとともに、人材育成や支援など推進していくこととします。また地域コミュニティを再生していくことも、本市が目指すまちづくりの将来像の第一歩であると考えています。

### (1) 協働を進めていくうえでの情報共有化、意識改革、市民参画

#### 情報の共有化

市民協働のまちづくりには、情報の共有化を欠かすことはできません。お互いに情報を共有することで、相互の信頼関係が深まってきます。そのことにより対等なパートナーとして、協働のまちづくりの取り組みへと繋がっていきます。

現在の行政からの広報活動は、主として広報紙などの活字媒体、ホームページなどの電子媒体、新聞報道や有線テレビ等の活用により行っていますが、市民に分かりやすい広報に努めることと、多くの媒体と工夫によって行政情報の提供を行うことが求められています。

市民活動団体等の情報発信については、活動の状況を多くの市民に発信することにより、活動団体と市民の協働にも繋がりができ、行政との情報の共有化に繋がるため、その手法について今後考える必要があります。

また、協働のまちづくりを進めるうえでは市民と行政の対話が基本であり、行政が市民の意見や要望を積極的に聞く努力が必要です。これまで、市民の意見や要望を聞く機会としてタウンミーティングや市政懇談会を開催してきましたが、市長ポストや市長へのメール、市政モニタリング、市民意識調査など市民の声を聞く機会や市民の声のデータベース化するシステムの充実をする必要があります。

それから、平成20年度から試行的に実施している政策評価は、市民が参画して取り纏めた総合計画の施策(事業)を、客観的目標を設定してその成果等を分かりやすく評価・公表するとともに、評価の結果を今後の施策(事業)の改善に反映させるものです。この政策評価の早期完全実施を目指すとともに、施策(事業)の評価を市民が参画できる組織づくりと市民がすべての評価を閲覧できるシステムづくりが必要です。

## 意識改革

市民協働のまちづくりには、お互いの意識の改革が必要です。協働の理解を深めながら実践するという視点で、様々な機会に意識の啓発、高揚に努めなければなりません。

市民においては「まちづくりは行政が行うもの」という意識を改めるとともに、「地域でできることは地域で」という意識と責任のもとで、身近なところから主体的に取り組むことが重要なことと考えられます。

また、行政においては、従来の考え方や手法によることなく、市民とのパートナーシップによって地域を経営する意識で協働のまちづくりを推進することが肝要です。特に職員にあっては、自らが市（まち）の一員としての自覚と責任を持ち取り組んでいかなければなりません。

そのためには、市民を対象とした講演会の実施や行政職員の研修などを実施していく必要があります。

## 市民参画

市民の参画を推進する上では、市民の意見や提案が本市のまちづくりに反映させるシステムづくりが重要と考えられます。

これまでは、市民の要望を把握して、行政主導の政策形成を図ってきましたが、地方分権が進む中で多様化する市民ニーズに対応するには、従来の政策立案や事業の実施では、市民のニーズを踏まえた柔軟で効果的な対応が困難となってきています。

このようなことから、政策形成において企画立案段階から市民が参加するワークショップや各種委員会、協議会等を積極的に取り入れる必要があります。

## (2) 活動が行いやすい環境づくり

### 活動の拠点づくり

市民活動団体等の活動状況調査では、市民が協働のまちづくりを実施していくうえで、拠点となるための事務所がない団体が多く見受けられます。活動の推進には、会議室等にパソコンやコピー機などの機器が備わった施設整備が必要であります。そのためには、公共施設の空きスペースや遊休施設などを有効に活用して、主体的で自主的な活動が行いやすく、活動の拠点となるような環境の整備づくりが必要です。

### (3) 人材の育成と活動への支援

#### 人材育成

市民活動団体等の活動状況調査では、活動を進めていくうえでの課題として「会員・活動メンバーの確保」や「会員・活動メンバーの能力向上」が必要であるという結果がでています。

協働によるまちづくりを活発にするためには、活動団体の底辺の拡大とともに、活動団体のリーダー、スタッフなど、地域や団体を担う人材の育成と確保が大変重要です。

必要な知識や技術、マネジメント力<sup>注1</sup>を身につけるなど、人材を育てるための、先駆的な活動団体の事例報告会や研修会を開催する必要があります。

また、学校におけるボランティア活動は、子どもたちが協働のまちづくりに参加していることであり、幼いころから学校教育のなかでの活動を継続することにより、協働のまちづくりに対しての意識が芽生えてくるものと考えられます。

生まれ育ったふるさとに愛着心を持った未来を担う子どもたちを育てることが重要です。

#### 活動への支援

活動の支援については、活動団体の自立性や自主性を損なわないように、その段階に応じた人的・財政的な支援のあり方について、あらゆる面から検討して適宜的確な支援を行っていく必要があります。

市民活動団体等の活動状況調査でも「資金の不足」が活動を進めていくうえで大きな問題となっています。

そのため、国や県、公益法人等の財政支援情報の収集を行うとともに、知り得た情報についてはすべての活動団体へ提供できるようにすることが重要です。

また、本市が実施している市民協働のまちづくり事業補助金の活用の推進をする必要もあります。

あわせて、協働のまちづくりを支援するために、市民活動団体が実施する市民協働のまちづくりに関する取り組みのお知らせやスタッフの募集、活動の報告などができるよう、行政情報のスペースの提供や市民活動団体等独自の情報紙の発行を考える必要があります。

注1 マネジメント【management】…管理・経営。

## ネットワークづくり

地域社会には、自治会や市民活動団体等の各種団体があり、これらの相互の連携や交流を促進することにより、活動内容の広がりや活動の広域化と活性化を図ることができます。

本市は平成18年3月に8町が合併してまだ年月が浅いため、旧町単位での活動を行っている市民活動団体が多く見受けられます。市民活動団体等の活動状況調査でも「同様の活動を行っている市内外の活動団体との連携を持つことが重要」という結果が出ているように、これから広域的な協働のまちづくりを行ううえではネットワーク体制の充実を図ることが必要です。

## (4) 自治会活動の活発化

### 自治会によるまちづくりの活発化

住民自治の根本となる自治会活動を活発化するために、平成20年度から協働のまちづくり自治会補助金制度が導入されましたが、全体的にその活用方法について、まだまだ不十分なものと言えます。

市民協働のまちづくりを活発にするためには、自治会長をはじめとした市民の意識改革と理解が必要となります。その為先駆的活動を実施している自治会の活動報告や顕彰などにより自治会による市民協働のまちづくりの活発化を図る必要があります。

また、活動に見合った補助金の支出も考えられます。そのために、積極的にまちづくりを行う自治会に対しては補助金を増額するようなシステムづくり、例えばインセンティブ<sup>注1</sup>算定などを検討する必要があります。

### 自治会連絡協議会の検討

少子高齢化により人口減少が進んでいる今日、広域でのまちづくりを考える時期にきていると考えられます。

複数の自治会が地域連絡協議会を設置することで、その地域での問題等を共有するとともに、解決策の検討や今後の住民自治活動の在り方などを協議する機会ともなりえます。

現在は、深江町、布津町、西有家町、口之津町に自治会の代表者が任意に設置されていますが、今後、地域連絡協議会やその上部組織の設置を検討する必要があります。

注1 インセンティブ【incentive】…費用と便益を比較する人々の意思決定や行動を変化させるような誘因。

### 自治会未加入者の加入促進

「住民自治」とは、その地域の住民の参加と意思に基づいて自主的に運営するものであります。その為には地域住民の参加は不可欠であります。

自治会への未加入は住民自治の根幹を揺るがすものとなっていきますので、自治会と行政とが一体となった加入促進策が必要です。

### 小規模自治会や限界集落に対する自治会統合

地域のまちづくりを行うためには、一定規模の住民数・世帯数が必要です。また、住民数・世帯数が一定規模であっても年齢構成によっては地域のまちづくりを行うことは困難です。小規模の自治会や限界集落の自治会に対しては行政が調整役となり、補助金を活用しながら自治会統合を進めていくことが必要です。

## (5) 推進体制づくり

### 市民活動団体数の拡大

協働のまちづくりを推進するうえで、その基盤ともいえる市民活動団体等は必要不可欠であるといえます。市民活動団体等の活動状況調査結果でもわかるように、団体設立のきっかけは、教室や講座を受講したことによって団体設立につながっています。

今後、市内全域でさまざまな市民活動団体等の活動を繰り広げるには、団体の設立を推進していかなければなりません。そのためには教室や講座、実践体験などを開催して、団体設立へのリーダーとなりえる人材の育成と発掘、そして市民活動団体設立の支援を重点的に行いながら、市民活動団体数の拡大を図っていくことが必要です。

### 庁内推進体制の整備

協働のまちづくりを推進するためには、協働のまちづくり担当課が調整機関となり庁内の横断的な連絡調整役を果たす必要があります。

連絡調整をスムーズに行うためには、担当課の拡充や各部署に協働に関する窓口となる担当を配置することも検討しなければなりません。

また、南島原市協働のまちづくり事業推進委員会のなかで、南島原市が直面する協働のまちづくりの課題について全庁的に議論していくことも重要です。

### 既存事業の洗い出しと検討

各課で実施しているすべての事業について、協働のまちづくりを行うことができるもの、今後行っていった方がよいもの等の洗い出し作業を行う必要があります。そして、各課毎に市民と協働をすべき事務事業一覧表を作成し、実施における問題点や課題を整理するとともに、具体的な取り組みの計画を作成するなど、洗い出しと検討が必要です。

### 活動を支援するセンターの検討

市民活動団体などに対して、設立や活動、運営に関する相談を行うほか、市民活動団体などの支援に関する必要な情報等の収集や提供を行うために、専門的な知識をもった職員を配置した、市民協働のまちづくりセンターの設置を検討する必要があります。

### 市職員の市民活動への参加促進

パートナーシップは対等な関係、双方向の関係であり、行政への市民参加を求めるだけでなく、職員も市民の一員であるという意識を持ち、積極的に地域活動や市民活動等に参加していくことが必要です。

また、合併によって市民と行政の距離感が遠くなっているとの意見もあります。職員が積極的に参加することにより、市民と行政との間に親近感が生まれ、市民と行政の関係が改善される要因となります。

## 9 市民が進めたい市民協働のまちづくり

1位 自然保護や環境の保全

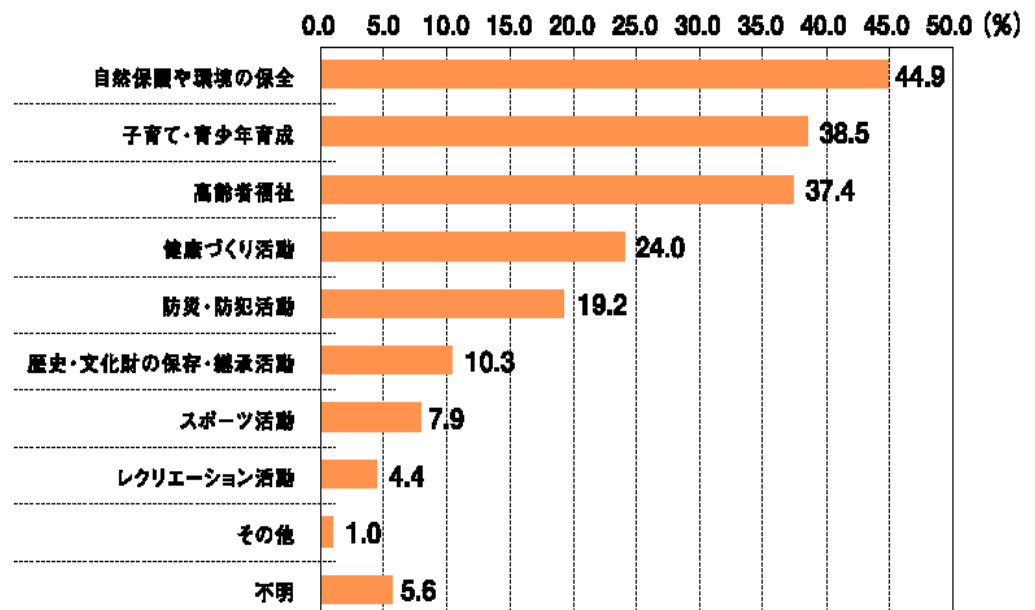
2位 子育て・青少年育成

3位 高齢者福祉

市民協働で進めたいまちづくり調査については、1位「自然保護や環境の保全」、2位「子育て・青少年育成」、3位「高齢者福祉」、4位「健康づくり活動」、5位「防災防犯活動」という結果がでており、生活に密着した分野に対するニーズが多く、市民協働を推進するうえでは市民の理解が受けやすいものであり、市民協働を市内全域に広めるためにも、この分野から取り組む必要があります。

### 市民協働で進めたいまちづくり

市民協働で進めたいまちづくりは、「自然保護や環境の保全」、「子育て・青少年育成」、「高齢者福祉」など、生活に密着した分野に対するニーズが高くなっています。



総合計画策定時のアンケート調査結果より

## 1 0 協働のまちづくり行動計画書の策定

この指針を着実に実行していくためには、南島原市協働のまちづくり推進指針に沿って、より具体的な取り組みを行っていく必要があります。

そのため、南島原市協働のまちづくり行動計画（アクションプラン）の策定を検討することが必要です。

## 1 1 指針の見直し

市民協働の取り組みは、地方分権の進展にともない、県内をはじめ、全国の自治体で行われています。

今後、さまざまな地域や分野での事例を参考に、南島原市に合ったより良い指針となるよう、必要に応じて見直しを行っていく必要があります。



## 南島原市協働のまちづくり推進指針策定委員名簿

(順不同・敬省略)

番号	氏名	性別	所属団体等	町名	備考
1	しろたに とうよう 城谷 東洋	男	日野江城ライオンズクラブ	北有馬	会長
2	もりなが はやと 森永 隼人	男	有家地区まちづくりクラブ	有家	副会長
3	はやしだ ふくお 林田 福男	男	特定非営利活動法人 エコみらい長崎	北有馬	
4	やぎ あつこ 八木 敦子	女	特定非営利活動法人 明和共生会	深江	
5	ひゅうが ひらき 日向 啓	男	島原南ロータリークラブ	南有馬	
6	えぐち まさとし 江口 昌利	男	西有家自治会	西有家	
7	はやしだ つよし 林田 毅	男	布津町自治会長連絡協議会	布津	
8	こばやし のりこ 小林 範子	女	かつさ文庫 たんぽぽ	加津佐	
9	おだ あきこ 小田 昭子	女	リサイクル・マザーズ	布津	
10	いとう くにひろ 伊藤 邦弘	男	南島原市社会福祉協議会	布津	
11	あらた のりちか 荒田 徳親	男	南島原市 PTA 連合会	西有家	
12	さがら つなのぶ 相良 綱信	男	南島原市老人クラブ連合会	口之津	
13	うえだ みすず 上田 美鈴	女	南島原市婦人会連絡協議会	深江	
14	かわぐち せいいち 川口 誠一	男	南島原市商工会	南有馬	
15	こまつ ようせい 小松 洋静	男	JA 島原雲仙	北有馬	
16	ふくだ ひろたろう 福田 廣太郎	男	島原半島南部漁業協同組合	加津佐	

## 南島原市協働のまちづくり推進指針策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 市は、協働のまちづくりに関する指針を策定するに当たり、市民と行政による協働のまちづくりを検討するため、南島原市協働のまちづくり推進指針策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を行う。

- (1) 協働のまちづくりに関する指針を策定し、市長に提案すること。
- (2) 協働のまちづくりの推進に関する調査研究に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協働のまちづくりの推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 策定委員会は、委員24人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募により選考された者
- (3) 市の職員
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、協働のまちづくりに関する指針を策定し、市長に提案するまでとする。

### (会長及び副会長)

第4条 策定委員会に、委員の互選により、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 策定委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 策定委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、企画振興部企画振興課において処理する。

### (その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

### 附 則

この告示は、平成20年4月1日から施行する。